九三・〇一	軍用の武器（拳銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）
九三〇一・一〇	火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）

に改める。

附属書第九三・〇五項中

九三〇五・一一	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの
九三〇五・一九	散弾銃の銃身
	その他のもの

を

九三〇五・二〇	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの

に改める。

附属書第九四類の注1(g)中「から第八五・一一項まで」を「若しくは第八五・一一項」に改め、同注2(a)中「棚付き家具」の下に「（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）」を加える。

附属書第九五類の注1(m)中「並びに無線遠隔制御機器（第八五・一六項参照）」を「、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第八五・一三項参照）、無線遠隔制御機器（第八五・一六項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第八五・四三項参照）」に改める。

附属書第九五類に号注として次のように加える。

号注

1　第九五〇四・五〇号には、次の物品を含む。

(a)　ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）

(b)　ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）

この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号参照）を含まない。

附属書第九五・〇四項中「遊戯場用」を「ビデオゲーム用のコンソール及び機器、遊戯場用」に改め、同附属書第九五〇四・一〇号を削り、同附属書第九五〇四・三〇号中「ボーリングアレー用」の下に「自動」を加え、同附属書第九五〇四・四〇号の次に次の一号を加える。

九五〇四・五〇	ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号の物品を除く。）

を

九六〇八・三一	万年筆その他のペン
	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）
九六〇八・三九	その他のもの

に改める。

附属書第九六・〇八項中

九六〇八・三〇	万年筆その他のペン

に改める。

附属書第九六・一八項の次に次の一項を加える。

九六・一九	
九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）

○財務省告示第百四十号

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）別紙第三号書式（甲）、別紙第三号書式（乙）、別紙第四号書式、別紙第十五号書式、別紙第十八号書式（甲）及び別紙第十八号書式（乙）に規定する財務大臣が定める率は、年五パーセントとする。

平成二十六年四月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

○経済産業省告示第九十号

簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第四十四号）第十六条第二項、別表第一から別表第四まで及び様式第一の規定に基づき、簡易ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を次のように定め、平成二十六年四月二十一日から施行する。

平成二十六年四月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

簡易ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

1　原料価格の1立方メートル当たりガス料金への換算係数

簡易ガス事業供給約款料金算定規則（以下「規則」という。）第16条第2項に規定する「原料価格の1立方メートル当たりガス料金への換算係数」は別表1のとおりとする。この場合において、使用原料の区分は液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第12条第1項の規定によるものとする。

なお、季節によって、い号又はろ号の2種類の液化石油ガスを使用する者にあっては、い号、ろ号併用欄に掲げる係数によるものとする。

2　1供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値

規則別表第1の「1供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値」は、別表2のとおりとする。

3　特定製造所の標準所要面積

規則別表第2の「標準所要面積」は、別表3のとおりとする。

4　1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

規則別表第2の「1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額」は、別表4－1のとおりとする。

5　産気率

規則別表第3第1表の原料費の欄の「産気率」（液化石油ガス1キログラム当たりのガス発生量をいう。）は、別表5のとおりとする。

なお、使用原料の区分については、原料価格の1立方メートル当たりガス料金への換算係数の区分に準じる。

6　都道府県別の平均年間労務費の標準値

規則別表第3第1表の労務費の欄の「都道府県別の平均年間労務費の標準値」は、別表6のとおりとする。

7　当該供給地点群の適正な所要人員数

規則別表第3第1表の労務費の欄の「当該供給地点群の適正な所要人員数」は、1供給地点当たりの適正な所要人員数を、設置する導管を炭素鋼鋼管とした場合にあっては0.0032人、ポリエチレン管とした場合にあっては、0.0031人とし、これに供給地点数を乗じたものとする。

8　適正な修繕費率

イ　規則別表第3第1表の修繕費の欄の「適正な修繕費率」は、以下のとおりとする。

a　経過年数1年の場合は1.2%

b　2年から7年の場合は1.2%×1.2（経過年数－1）

c　8年以降の場合は4.3%

ロ　イにおいて経過年数の起算は、供給約款の設定又は変更（当該供給地点群について新たに建物及び償却資産投資をした場合を含む変更に限る。）の認可を受け、事業を開始した日の属する月とし、また、原価算定期間中に取替えを予定している導管の場合は、取替えを予定している日の属する月とする。

9　1供給地点当たり道路占用料の額

規則別表第3第1表の租税課金の欄の「1供給地点当たり道路占用料の額」は、別表7のとおりとする。この場合において、適用区域の区分は道路法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第313号）の規定による改正前の道路法施行令（昭和27年政令第479号）別表の規定によるものとする。